

# 監査規程

## (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人全国年金受給者団体連合会（以下「本会」という。）の監事の監査について、必要な事項を定めるものとする。

## (監査の目的)

第2条 監査は、本会の業務の執行状況及び財産の運用状況が、適正かつ効率的に確保されているかどうかを確認することを目的とする。

## (監査の対象)

第3条 監査は、本会の業務の執行状況及び財産の運用状況について行うものとする。

## (監査の種類)

第4条 監査は、決算監査及び特別監査とする。

- 2 決算監査は、前年4月から当年3月までの1年間における計算書類、内訳明細書、残高証明書等について、その適否を検証するほか、業務の執行状況について行う監査をいう。
- 3 特別監査は、理事会又は会長又は監事が指定した特定の事項についての監査の請求に基づき行う監査をいう。

## (監査計画)

第5条 監事が監査を行う場合は監査計画を作り、その計画に基づいて監査を行うものとする。

## (監査の結果)

第6条 監事は、監査結果について監査報告書を作成し、会長に報告するものとする。  
2 ただし、報告書に記載することを要しない事項及び改善を要する事項等については、文書又は口頭で報告するものとする。

## (事故等監事への報告)

第7条 本会の業務運営上、著しく影響を及ぼすと認められる事項が生じたときは、会長は、速やかに監事にその旨を報告しなければならない。

## (会議への出席と報告)

第8条 監事は、本会の定期総会及び理事会に出席し、監査の結果を報告しなければならない。

## (議決権)

第9条 理事会における議決権は、これを有しないものとする。

(雑則)

第10条 法令又はこの規程に定めるものを除くほか、監査に関する事項は、監事が協議して定めるものとする。

付則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。